

2017年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1. だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 2018年度の都道府県化に合わせて保険税を引き下げてください。

① 一般財源からの繰入を行なってください。

2018年度の都道府県単位化の準備が進行し、県国保運営方針案では「決算目的の法定外繰入は行なわない」とし、保険税を大幅に引き上げる標準保険税案の考え方が示されています。現在でも法定外繰入を行なっているにもかかわらず「高すぎる保険税」であり、滞納世帯の大半は低所得者です。地方自治体では厳しい財政事情の状況にあることは昨年の要望書の回答で理解をしていますが、引き続き、一般会計法定外繰入を継続し、保険税を引き上げず、可能な限り引き下げる努力をお願いします。

【回答】

一般会計からの法定外繰入金につきましては、予算ベースで平成27年度は470,544,000円、平成28年度は461,083,000円、平成29年度は421,097,000円を計上しております。

県国保運営方針案では、国保財政の健全化を図るためには赤字を解消する必要があるとされており、解消・削減すべき赤字の定義については、国と同様に「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額（決算補填等目的のものに限る）」の合算額とされております。このため、本市におきましても、赤字解消計画を作成し赤字の解消・削減を図ることになります。

なお、保険税につきましては、県の試算によると引上げが必要であると予想されます。しかしながら急激な負担増にならないよう、今後の国・県の激変緩和措置の動向を見据え、保険税額・税率の検討を行ってまいりたいと考えております。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保の都道府県化が2015年2月の国と地方の協議で、国保へ3400億円の予算確保で合意した経緯があり、来年2018年4月から開始されます。この国と地方の協議の場では「協会けんぽ並の保険料(税)負担率まで引き下げるには1兆円が必要」との認識が地方の側から示されておりました。国保は他の医療保険に加入できない高齢者、無職者などを多く抱えています。保険税を引き下げるには3400億円では足りません。1兆円の予算確保を国に要請して下さい。

【回答】

国庫負担の増額については、今後におきましても機会を据えて要請してまいります。

③ 国の保険者支援金を活用してください。

消費税8%増税を財源とする保険者支援制度が実施されていますが、これを活用して国保税引き下げに活用してください。2016年度の実績と2017年度の見込み額を教

えて下さい。

【回 答】

保険税の税額及び税率の改正につきましては、国・県の激変緩和措置等の状況や11月に県から提示される事業費納付金・標準保険税率の仮算定額を踏まえ検討してまいります。なお、国の保険者支援金について、2016年度の実績は42,219,222円、2017年度の見込額は、42,219,000円です。

④ 国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3としてください。

地方税法では応能割と応益割の標準割合は5対5とされています。応益割負担を増やせば低所得層の負担が大きくなり、「軽減策」の効果がなくなる可能性があります。昨年の要望書の回答なかでも低所得者に配慮した7対3など応能割を高く設定している自治体が多数でした。しかし、「応能割を高くすると『中間所得層』に重くのしかかる。」という回答もありますが、国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3とし、低所得者層に配慮した割合設定にしてください。

【回 答】

保険税の税額及び税率の改正につきましては、国・県の激変緩和措置等の状況や11月に県から提示される事業費納付金・標準保険税率の仮算定額を踏まえ検討してまいります。

⑤ 子育て世帯に国保税の軽減をしてください。

子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になります。子育て世帯を支援するために、子どもの均等割負担は除外するなどして負担を軽減してください。こうした軽減策を検討するとともに、国、県に対して軽減の支援を要請して下さい。

【回 答】

子育て世帯を対象とした独自の均等割軽減策の導入につきましては、現在のところ導入の予定はありません。なお、国庫負担の増額については、機会を据えて要請してまいります。

(2) 減免・猶予規定(国保法77条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免された世帯は、2014年度と2015年を比較すると約300世帯増えていますが、一昨年と昨年と同様に国保滞納世帯数の1.6%にすぎません(2016年社保協アンケート)。滞納世帯が20%にのぼることを考えれば、減免制度が機能しているとはいえない状況です。来年の新国保制度の周知とあわせ、減免制度の広報を充実してください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回 答】

本市では、税の納付が困難となった場合は、分割納付や減免等についてご相談いただきますようご案内しております。また、新国保制度の周知と併せまして、減税制度の周知を行ってまいります。

(3) 国保税滞納による資産の差押えについて

① 国保税の滞納については、納得を基本に解決してください。

厚労省による収納対策強化によって、収納率が全国的に 6 年連続で上昇 2015 年度 91.45%に達しています。埼玉県内でも 0.55 ポイント上昇し 90%に到達しました。また差し押さえ件数も増加しています。こうした中で、「租税負担の公平性」を理由に徴税強化が行なわれ、滞納処分の厳しさに耐えられず、住民が自らの命を絶つ事態が報道されております。

昨年の要望書の回答では、「国保税の滞納については原則差し押さえは行っていない」、「納税相談を行う」「自主納付にむけて何度となく納税のための交渉機会を設ける」などの回答がありました。今後も滞納者に寄り添った対応をお願いします。

生存権的財産まで差押えしないでください。また、営業が不可能になる資産の差し押さえや競売、法令無視の差し押さえしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金、失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【回 答】

給与や年金につきましては、差押え禁止や可能な範囲がありますので、これに基づきまして可能な範囲での差押えを行っております。

② 2016 年度の納税緩和の申請件数と適用件数を教えてください。

地方税法 15 条にもとづく 2016 年度の納税緩和(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止)の申請件数と適用件数を教えてください。

【回 答】

申請件数につきましては、徴収の猶予が 4 件、換価の猶予が 6 件、滞納処分の停止が 5 8 件で、すべてを適用しております。

(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

2017 年度のアンケートでは資格証明書の発行がゼロの前年より 3 自治体増え 26(41%)、10 件未満はゼロも含めて前年より 1 自治体減少し 40(63.5%)となりつていきます。資格証明書が発行されると全額自己負担となることから、受診抑制、手遅れ受診につながります。安心して医療が受けられるよう、すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。

【回 答】

本市では、納税相談を受けている方や納税誓約どおりに分割納付している方について、6か月に一度短期日保険者証を発行している状況です。なお、資格証明書は発行しておりません。

(5) 窓口負担の減額・免除について

① 患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断される事があるとのちに関わります。国保課以外でも滞納に係わる相談の際には、疾病の有無を確認し、治療を被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。現在、生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを引き上げて下さい。

【回 答】

一部負担金の減免につきましては、国基準どおりに実施しております。

② 一部負担金の減免制度を利用しやすく、広く周知してください。

減免制度を容易に申込できるように、申請書類を整えて下さい。

申請書類を管内医療機関に配布し、医療機関で直接申し込めるようにしてください。

国保税の通知や新国保制度の広報などの機会を利用して、減免制度が正しく活用できるよう、広く周知してください。

【回 答】

被保険者証の送付時に「こくほ連絡帳」を同封しておりますが、その中に一部負担金の減免について掲載しております。

(6) 新国保制度にあたり、住民の声が反映する国保運営を行なってください。

① 市町村の運営協議会を存続させてください。

2018 年度の都道府県化に伴い県に「国保運営協議会」が設置されますが、引き続き、市町村の運営協議会も存続させ、被保険者など住民の意見も反映させてください。

【回 答】

改正後の国保法第 11 条第 2 項には、市町村に国保運営協議会を置くことが規定されておりますので、2018 年度の国保制度改革後も存続いたします。

② 国保運営協議会の委員を広く公募してください。

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2016 年度 23 自治体と 3 つ増えました。また、「公募を検討する」とした自治体は 12 こちらも 1 つ増え住民の参加が広がってきています。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

【回 答】

国保運営協議会の委員については、被保険者の代表、保険医又は保険薬剤師の代表が各4人と被用者保険の代表3人の計15人で組織されていますが、被保険者の代表4人の内2人については、原則公募としています。

③ 国保運営協議会の議事録を公開して下さい。

国保運営協議会は昨年から4つ増え41自治体で傍聴や議事録などで公開されています。引き続き公開し住民の意見を反映させる場にしてください。非公開の自治体は公開してください。

【回 答】

国保運営協議会は、原則公開で傍聴も可能です。また、議事録につきましても本市のホームページで公開しています。

(7) 保健予防活動について

① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の項目を拡充して下さい。

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにしてください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回 答】

自己負担額は、受益者負担の原則の観点から、ゼロにすることは難しいものと考えておりますが、今後においても研究してまいります。

なお、特定健診の健診項目につきましては、心電図検査について平成29年度より本市独自の対応として条件を緩和し、当該年の特定健診の結果において血圧が受診推奨判定値以上の者又は問診等で不整脈が疑われる者のうち医師が必要と認めた場合は、検査を受けられるように変更しております。

② ガン検診を受診しやすくして下さい。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の場合は、個別健診もすすめて下さい。

【回 答】

がん検診は概ね委託料の1割程度を目安に受診者に負担していただいておりますが、70歳以上の高齢者は半額とし、生活保護受給者は無料にするなどの配慮を行っております。

市独自の事業として前立腺がん検診、胃がんリスク検診など、メニューを増やし、年々経費が増大する中、受診者の方に一定の御負担をいただくことを御了承いただきたいと思います。

現在、胃がん・肺がん検診は集団検診、大腸がん・乳がん・子宮がん検診は集団検診と個別検診の併用で行っています。乳がん検診は対象者を絞っておりますが、

平成27年度から個別検診を導入し、大腸がん検診は平成28年度から個別健診の機会を拡大し、特定健診と同時に受診できるようにいたしました。個別検診の実施は、市民にとって利便性が高いため、導入、拡大に向けて努力をしておりますが、一方で医療機関側の負担が増し、一般診療の支障、医療スタッフの疲弊を招かぬよう慎重に進める必要があると考えています。

③ 健康寿命が向上するように、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】

北本市では、平成27年度から「もっと歩こう もっと知ろう きたもっとめざせ毎日1万歩運動」に取り組んでいます。平成27年度は121人、平成28年度は1,082人がICTを活用したウォーキング、運動講座、栄養講座に参加しました。平成29年度は、1,600人と対象を拡大する予定です。

今後、ウォーキングを軸に、市民自ら適切な運動が行えるよう環境づくりを行ってまいります。

保健師の増員については、高齢化社会の到来に向け検討すべき課題ではありますが、職員定数との関連の中で考える必要があります。

2. 後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】

健康診査の自己負担につきましては、費用の約10%である800円としております。人間ドック健診等補助事業につきましては、指定医療機関での健診のほか指定医療機関以外での健診や脳ドック健診につきましても補助の対象としており、補助額は検診料の7割で2万円を限度としております。また、対象となる保養施設を利用する場合に、年度内1泊に限り1人3,000円を助成する保養施設利用補助事業を実施しております。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。高齢者では受診抑制や手遅れ受診は、いのちに直結します。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】

本市では、資格証明書や短期被保険者証は発行しておりません。

2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1. 訪問・通所介護の地域支援事業は、現行相当サービスを確保してください。

また、移行した事業における利用者の実態調査を実施してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、2017年以前に移行した自治体では、事業の実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）を教えてください。移行した事業で工夫している点、課題と考えている点を教えてください。

2017年度から移行する自治体では、4月以降に実施される事業の運営者、事業内容、予想される利用者数、利用者負担の基準について教えてください。移行するうえで工夫した点、課題として考えている点を教えてください。

なお、事業の運営主体は現行指定事業者としてください。

【回答】

北本市におきましては、平成28年4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行いたしました。従来の「介護予防訪問介護事業所」及び「介護予防通所介護事業所」は、「総合事業のみなし事業所」として市が指定をして実施しております。単価につきましても従来の介護予防給付の介護報酬を上限としており、その利用者負担につきましても同等以下としております。

また、通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）につきまして、昨年度2事業所が新たに指定を受け、サービスの提供を開始しています。

今年度は、訪問型サービスAの事業開始を目指しているところで、引き続き、多様な主体による多様なサービスの提供体制を検討してまいります。

2. 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業として重視している事業を教えてください。

なかでも認知症に対する住民の理解が必要と考えますが、住民への理解促進を図る手立てを教えてください。

【回答】

北本市におきましては、できる限り介護を必要とせず、健康で長生きする高齢者を増やすため、縄はしごを使用した運動教室や運動リーダー養成講座、サロン研修会等を実施しています。今年度は、県のモデル事業として集会所等身近なところで、介護予防の効果が検証されているいきいき100歳体操を、市民が主体となって運営する通いの場の設置促進に取り組んでいます。また、高齢化の進展に伴い、認知症の高齢者も増加することが予想されることから、認知症サポーター制度を活用し、より多くの市民の皆さんが認知症に対する正しい知識等を習得できるよう、啓発を行ってまいります。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

定期巡回24時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がい

われています。定期巡回・随時対応サービス実施状況を昨年の回答時と比較した課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。

また、県と医師会は在宅医療連携拠点を県内 30 ヶ所に開設しましたが、当該地域での医療との連携では、どのような課題があるのか教えてください。

【回答】

定期巡回 24 時間サービスは、1 事業所がサービスを提供しており、6 月末現在、10 名の利用者がおります。更なる利用のニーズはありますが、事業者側のスタッフ確保が課題となっているとのことです。

また、医療と介護の連携を推進するための協議会を昨年 10 月に立ち上げ、医療・介護の連携の課題等についての議論を行いました。今年度は、顔が見える関係が築けるよう、それぞれの職域を知るための機会として、研修を実施します。

4. 特別養護老人ホームを大幅に増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため、計画的に増設してください。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上としたことから、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備をしてください。

また、平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

第 5 期介護保険事業計画に基づき 210 床を整備いたしました、第 6 期介護保険事業計画では、140 床の整備を計画しており引き続き整備に努めてまいります。

要介護 1・2 の方でも、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に入所することが可能であり、27 年度に市内の特別養護老人ホームに対して説明会を開催し、特例入所について説明を行いました。

5. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

また保育士確保の諸制度施策が自治体の努力で実現しています。介護労働者の定着率向上のため、県と連携や独自施策などにより対策を講じてください。

【回答】

介護人材が不足していることは、保険者として承知しており、機会を見て県に対しまして、処遇改善を求めてまいります。また、同時に県が実施する介護人材確保の取り組みである「介護職員雇用推進事業等」について、市広報等にて周知してまいります。

6. 要介護1、2の認定者の介護保険制度利用の制限が検討されるなど、さらなる介護保険給付の削減縮小をしないよう国に要請してください。

要支援1、2の方の訪問・通所サービスの介護保険制度からの排除に続き、要介護1、2の認定者の介護保険制度利用に制限を加える制度改定の検討が行われています。要介護1、2の認定者への介護保険制度の制限を加えないよう国に要請してください。また、福祉用具の貸与の制限の検討がおこなわれるなど、給付制限をこれ以上広げないでください。

また、介護保険料の2割負担や補足給付の実施による介護保険制度の利用控えなどがおきています。さらなる負担増が発生しないよう国に要望してください。

【回答】

今回の介護保険制度の改正においては、要介護1、2の認定者の介護保険制度利用についての制限は行わないことになりました。

7. 地域包括支援センターの職員を増員し、機能を強化してください。

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、その役割の発揮が期待されるところです。住民にとって拠り所となる「地域包括支援センター」となるよう、職員を増員し適正に配置するとともに、機能強化を図ってください。なかでも、医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割はどのように位置づけていくか教えてください。また、地域医療介護総合確保基金をどのように活用しているのか教えてください。

【回答】

地域包括センターにつきましては、平成28年4月より2か所増設し、日常生活圏域（中学校区）ごとに4か所を設置し、1センターあたりの業務負担の軽減を図ったところです。今後の職員の増員につきましては、相談件数の推移や委託する業務内容を考慮し、適正な人員を配置するとともに、昨日強化を図ってまいります。

また、医療、介護連携の中核を担う在宅医療介護連携センターへ支援が必要な人をつなげる役割を担う地域包括支援センターと引き続き密接に連携するとともに、県の計画に基づき地域医療介護総合確保基金の活用について検討してまいります。

8. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

すでに利用料の所得による2割負担化が実施されており、経済的理由で必要介護サービスを抑制することが懸念されます。利用料の1割から2割への変更では、どのような対応をおこない、利用者からの意見が上がっているか教えてください。

【回答】

介護保険料の減免については、その影響を十分に考慮して検討を行うことが適切であると、国から通知事項で示されており、慎重に取り扱う必要があると考えてい

ます。今後については、近隣自治体の動向を注視してまいります。

なお、介護保険料に係る本市の減免基準は、生活保護基準を目安としており、基準生活費の100分の130以下であれば、減額できる場合があります。

また、北本市の単独事業として、市町村民税非課税世帯の利用者負担額の一部を助成する「訪問介護サービス等利用者負担額助成事業」等実施しております。

利用料の変更については、問合せが数件ありましたが、制度の趣旨や内容を説明したところ、ご理解をいただきました。

9. 第7期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第7期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中所得者の保険料を引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第7期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査がおこなわれていることと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第6期介護保険事業計画2年目である平成28年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

【回答】

介護保険料については、計画策定において、徴収保険料やサービス給付費の見込みを計算し、検討します。

平成28年度末の介護給付費支払基金は、約4億6000万円の残高があります。

調査結果について、全国的な傾向からみた北本市の特徴については、現在、全国で実施された調査結果を国で集計しているため、分析中です。

平成28年度の給付総額は、見込みを約9000万円下回り、第1号被保険者数は見込みより約500名増えています。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者差別解消法の推進へ、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、差別解消に向けた具体的な推進策を展開してください。

障害者差別解消法の推進のために、障害者差別解消地域支援協議会の設置とともに、単なる啓発に終わることなく、具体的な推進策をすすめてください。具体的な推進策として、例えば、行政と住民が一体となって、共生社会をイメージして取り組める「バリアフリーのまちづくり点検活動」を展開してください。

【回答】

障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会については、鴻巣市と北本市で共同設置している鴻巣北本地域自立支援協議会のメンバーを軸に、平成29年4月1日に設置いたしました。今後の具体的な活動については、本協議会において検討していきたいと考えています。

2. ショートステイをはじめ地域生活の基盤整備をすすめてください。

資源不足の中で、老障介護の実態を直視し、障害者・家族が孤立しないで地域で安心して暮らし続けられるよう、自治体内にホームヘルパー等、専門性を重視した人材確保や緊急時のショートステイなど、障害福祉サービスの総合的な拡充を図ってください。なお、自治体内のショートステイの整備状況（か所数とベット数）と、他の市町村のショートステイを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

【回答】

社会資源の整備につきましては、財政的な問題等から直ぐに解決できませんが、障がい者の立場に立った相談が受けられるよう、支援体制の整備について、関係機関等と協力してまいります。なお、本市にショートステイを実施している事業所は無く、利用者は他市の施設を利用しております。また、ショートステイの支給決定者数につきましては、89名（平成29年7月1日現在）となっております。

3. 地域活動支援センターⅢ型事業（①旧心身障害者地域デイケア型、②旧精神障害者小規模作業所型）の運営改善と単独補助を行なってください。

障害者自立支援法施行に伴い、県単作業所事業から移行した地域活動支援センターⅢ型ですが、元々、財政基盤が弱く、補助金の平均が旧心身障害者地域デイケア型で約1,600万円、というレベルです。旧精神障害者小規模作業所型はさらに低く平均約880万円で、未だに障害間格差があります。職員の配置と労働条件や利用者の処遇の改善とともに、安定運営へ特別の補助を講じてください。また、①、②ごとに、他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

【回答】

地域活動支援センターⅢ型につきましては、すでに市単独で補助を行っており、利用者数等を考慮するとこれ以上の補助は難しい状況です。また、市で把握している他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数につきましては、①は0人、②は1人となっております。

4. 県単事業の障害者生活サポート事業を実施・拡充してください。

利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。また市町村が事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を働きかけてください。

【回答】

埼玉県の単独事業である障害児（者）生活サポート事業は、利用者にとって利便性が高いものと認識しております。本市では当該事業を実施しており、利用者は年々増加しているところです。一方、利用者が増えても県の補助額は定額であり、市の財政的な負担も増加しております。このため、現状で事業の拡充は難しいものと考えております。県に対しましては、補助額の増額を働きかけていきたいと考え

ております。

5. 障害者自立支援協議会を強化するとともに、入所待機者の解消のため、暮らしの場を整備してください。

- (1) 障害者自立支援協議会を強化し、活性化を図ってください。障害者、家族の生活実態を把握するとともに、各障害者施策へのモニタリング機能を高め、課題の解決へ、結果を支援計画に反映させてください。

【回 答】

本市では、障害者（児）の地域生活を支援するため、平成20年3月に自立支援協議会を鴻巣市と共同で設置しました。鴻巣北本地域自立支援協議会では、本会の下部組織に専門部会を設け、障害者の生活をサポートするため、情報共有や課題について検討を行っています。今後も、必要に応じ体制の見直し等を行い活動を活性化していきたいと考えています。

- (2) 入所支援施設待機者が県内で1400人～1500人とも言われ圧倒的に不足しています。それに加えて、地域では明日をも知れない老障介護50歳以上の障害者を80歳以上の母親が介護している等、潜在的待機者の存在は待ったなしです。

現状では、圏域外や遠く県外施設に依存せざるを得ない一方で、地域移行の目玉と称されるグループホームも同様に圏域外や県外に依存している実態があり、都市部ほど顕著です。住み慣れた地域での生活保障は拠点となる入所支援施設等の整備が決定的であり次期の支援計画に反映させてください。町村においては、近隣市町村との連携も含め、障害者の暮らしの場の整備を検討してください。

【回 答】

グループホームは、援助を受けながら自立を目指す障がい者が、住みなれた地域で暮らすため、また施設で暮らす障がい者が施設から出て、地域で暮らすための地域移行を促進するためにも、重要なサービスであると考えております。

今後、民間活力の導入を前提とした上で、関係団体の皆様や関係機関と連携を図りながら、本市にグループホームを設置するために有効な手立てを研究してまいります。

6. 65歳になった障害者に対して、介護保険制度優先原則を機械的に押しつけないでください。

65歳以上になった障害者に、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行を強制しないでください。特にそれまで利用してきた地域活動支援センターや移動支援、グループホーム等、障害福祉サービスは継続する等、両制度の違いを認識し、それまで利用してきた制度を継続する等、利用者本位に対応してください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない障害者施策まで、65歳を根拠に年齢による利用制限等、市町村独自の差別を持ち込まないでください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない他の障害者施策に対して、65歳を根拠に利用制限等、差別（ローカルルール）

を持ち込まないでください。

【回 答】

制度として保険制度が優先となりますが、介護保険制度への移行について強制はしておりません。障がい者の実績に合わせ、何が一番望ましいのかを考えたうえで、利用するサービスについて検討いたします。

7. 重度障害者への福祉医療制度を拡充してください。

重度心身障害者医療費助成制度について、償還払いの市町村は、障害者の財政状況や手続き等の不便さを勘案し、窓口払いのない現物給付方式に改めてください。また、現物給付の市町村は、近隣市町村と調整し、現物給付の広域化をすすめとともに全県現物給付化を県に働きかけてください。あわせて精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とするよう県に働きかけてください。

【回 答】

重度心身障害者医療費助成制度の現物給付化につきましては、国民健康保険における国庫負担金の削減額、利用者の利便性等を比較考慮しながら、実施について検討してまいります。県に対しましては、対象者の拡大等について働きかけていきたいと考えております

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れな待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回 答】

待機児童数：平成29年4月1日現在 0人

認可保育所に入れなかった児童数：平成29年4月1日現在 24人

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

【回 答】

現在、本市において待機児童は発生していない状況ですが、今後、市において必要となる保育提供量や市の財政負担等を総合的に考慮し、既存の保育施設を最大限

に活用したうえで、必要な場合において施設整備を検討してまいります。

地域型保育施設への運営費補助については、国・県の補助制度に基づいて補助しております。

2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の努力で、独自に 10000 円の補助を給与に付加しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善をお願いします。

【回 答】

保育士の処遇については国や県の制度を活用し、改善に努めてまいります。

3. 保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減を拡充して下さい。

【回 答】

国の基準以下になるように設定しています。多子世帯の保育料につきましては、国の動向を確認しながら、検討を進めてまいります。

4. 児童の処遇の低下や格差が生じないように、保育の公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。

保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援をしてください。幼保連携型認定こども園へ移行しないでください。

【回 答】

保育所の統廃合などによる保育格差が生じないよう努めてまいります。また、育児休業取得による上の子の退園については行っていません。

認定こども園への移行は、事業者の意向を考慮しつつ慎重に対応してまいります。

【学童】

5. 学童保育を必要とする子どもたちが入所できるように施設を整備してください。

学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるように、施設整備をはかってください。安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割をすすめてください。

【回 答】

学童保育所の整備等を計画的に進めております。

6. 学童保育指導員の処遇を改善してください。

児童クラブの指導員（支援員）の処遇を抜本的に改善し、増員して下さい。
厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を活用して下さい。
また、新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても活用を進めて下さい。

【回 答】

国や県の制度をできる限り活用し、改善に努めております。

7. トイレや空調設備など学校や学童保育の環境整備をはかってください。

安全が確保され、心身ともに健やかな成長がはかれるように、学校内や学童保育の児童が利用するトイレや空調などの環境整備を、引きつづき行なってください。

【回 答】

トイレの改修工事等を行い改善に努めています。また、空調設備については全ての保育室で整備しております。

【子ども医療費助成】

8. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続して下さい。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

国は子どもの医療助成の所謂ペナルティである国保の国庫負担減額調整を2018年度から一部廃止する方針です。本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回 答】

医療費助成の対象の年齢を18歳まで拡大した場合、一般財源のさらなる増加が見込まれることから、慎重に検討する必要があると考えております。中学3年生まで埼玉県が医療助成するよう、これまでも国や県に要望を行って参りましたが、引き続き要望して参ります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 行政のすべての部門で、生活に困窮した市民が来所した場合に、生活保護制度につながるようにして下さい。

国保税の滞納など生活に困窮した方が国保課などに来所した場合に、生活保護の制度の利用につながるようにして下さい。

生活保護の受給をためらうことでのちに関わる事件が起こらないように、制度紹介のパンフレットを発行し、申請書とともに自治体の窓口に置き、制度の正しい説明を広く住民に知らせてください。

【回 答】

本市では、市役所窓口で資料を配布しているほか、市ホームページや福祉関係配布物等で生活保護制度の周知に努めております。

2. 「一括同意書」や資産申告書や通帳提出の強要はやめてください。

申請時の一括同意書はやめてください。

資産報告については通帳コピーを強要せず、残金報告だけにしてください。

【回 答】

本市では、申請時の「同意書」や「資産申告書」は、生活保護法施行細則で定められた様式を使用しており、主旨を本人に説明した上で記入していただいています。

「資産申告書」については、平成 27 年度から 12 カ月に 1 度提出するよう改正が行われました。ただし、預貯金の額が 1 カ月分の最低生活費以内である場合は、国の通知に基づき、通帳等の挙証資料を福祉事務所の職員が目視で確認するとともに、その使用目的を十分聴取することで、挙証資料（通帳のコピー）の提出を省略できるようにしています。

3. 受給開始前の国保税等の滞納処分は執行停止してください。

生活保護受給前の国保税等については、「最低生活費に課税しない」とする生活保護法の趣旨に反することであり、督促することなく執行停止をするなど徴収はしないでください。

【回 答】

生活保護受給開始前の段階では、滞納処分の執行停止を行うことが適当な状況であるのか判断できません。

そのため、生活保護受給開始前に、生活保護受給予定を理由とした滞納処分の執行停止をすることは行っておりませんが、保護開始前であっても個々の事情により、執行停止を行っております。

なお、生活保護受給開始が確認された場合には、速やかに滞納処分の執行停止の措置を行っております。

今後も生活保護の受給が開始された場合には、速やかに滞納処分の執行停止の措置を行いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

4. 生活保護基準の引き上げを国に要請して下さい。

消費税率の引き上げ後、食料費、光熱費等が高騰しています。生活保護受給世帯のくらしが圧迫され、健康で文化的なくらしができなくなっています。

保護基準や期末一時扶助額などの大幅な引き上げを国に要請してください。

【回 答】

当該引き上げ措置については、現在のところ、本市から国に対し基準改正に係る要請等をする予定はございません。

5. ケースワーカーを厚労省の標準数まで増やして下さい。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。安易な警察官OBの配置や、申請時の相談員に非正規雇用者を配置しないようにしてください。

【回答】

当福祉事務所では、標準数のケースワーカーを配置しています。また、OJT、OFF-JTを積極的に行うことにより、職員の資質向上に努めております。警察官OBについては、配置しておりません。面接相談には、社会福祉士資格を持った福祉専門の非常勤相談員を配置しています。

6. 無料低額宿泊所に長期に入所させないでください。

貧困ビジネスとしての宿泊施設への安易な誘導は行なわないでください。無料低額宿泊所は一時宿泊施設であり、長期入所者のないようにしてください。

【回答】

本市では無料低額宿泊所の利用者に対して居宅生活を送れるよう働きかけています。今後も利用者への周知を徹底し、居宅生活を送れるよう支援を継続します。

7. 生活困窮者自立支援法の事業を拡充してください。(町村は除く)

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過し、到達を教えてください。

自立相談支援事業は自治体が直営で行なってください。「水際作戦」とならないように生活保護につなぐべき人につながるようにするなど生存権保障を重視してください。子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業を拡充して下さい。

【回答】

本市では、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業は、自治体が直営で行っております。生活保護につなぐべき人につながるよう、生活困窮者支援と生活保護は同じ福祉課が所管しております。「自立相談支援事業」のほか、「子どもの学習支援事業」や「住居確保給付金事業」を実施しています。

8. 生活福祉資金の活用を周知してください。

生活福祉資金は生活困窮者自立支援法と連携し、総合支援資金と緊急小口資金を効果的に実施することになっています。緊急小口資金(貸付限度額10万円)については、住まいのない離職者、派遣切りなどの失業者、生活に困窮する低所得者、障害者世帯、高齢者などが利用できるよう確実に案内してください。

【回答】

社会福祉協議会を窓口とする生活福祉資金の制度周知については、本市社会福祉協議会に制度周知の依頼を行うとともに、市としても広報に努めてまいります。

【就学援助】

9. 小学校入学前に就学援助制度が利用できるようにしてください。

今年3月の文科省初等中等教育局長通知で「小学校入学前に就学援助費の支給は可能」となり、要保護児童生徒援助費補助金の単価を引き上げました。小・中学生の「新入児童生徒学用品費」が倍額に近い(小学校入学 20,470 円から 40,600 円、中学校入学 23,550 円から 47,400 円)引き上げられました。これを受け早速栃木県日光市では4月25日から準要保護児童生徒にも同額の支給を開始しています。

この通知を確実に実施できるように、ただちに条例等を改正するなどして制度を拡充してください。2018年度に入学する生徒へは2018年3月に支給できるようにしてください。準要保護児童生徒にも同様に同額を支給してください。

子どもの貧困と格差が問題となっています。憲法26条の「義務教育は無償」に基づく就学援助は大切な制度です。「国民の権利」であることを父母に広く知らせ、子どもの心を痛めない方法で実施してください。

【回 答】

北本市就学援助制度では、平成29年度から新入学児童生徒学用品費を要保護児童生徒援助補助金と同額に引き上げ、5月に支給をいたしました。

また、平成30年度に入学する中学生に対し、入学前に新入学児童生徒学用品費を支給する予定で準備を進めております。

なお、小学生につきましても、入学前に支給できるように、引き続き研究・検討して参ります。

以上